

# 佐伯城山の活用・保存に関する基本方針(案)



大分県佐伯市

# [目 次]

はじめに	1
1 方針策定に至る経緯	2
2 城山の現状	3
1) 城山に関する諸要素	3
ア 自然及び景観	3
イ 佐伯城跡	4
ウ 市民の利用	5
エ 登山道・施設	6
オ 保安林	7
カ 鳥獣保護	7
キ 中心市街地と城山	8
ク 災害時の利用	8
2) 現状の課題・問題点	9
3 基本方針	10
1) 基本理念	10
2) 基本方針の位置づけ	11
3) 取組体制	12
4) 基本方針	13
4 基本方針実現化への方策	14
1) スケジュール	14
2) 取り組みの方向性	15
資料編	17
1) 関係法令	17
2) 函面等	21
3) 佐伯城山の活用・保存に関する検討委員会	26

## はじめに

佐伯市の中心部に位置する佐伯城山（以下、城山という。）は、佐伯藩主となった毛利高政公が、江戸時代初期に八幡山の山頂部に築城したことから、城山と呼ばれるようになりました。築城後、間もない時期に天守閣外が消失した後は、藩政の中心は麓の三の丸に移され、次第に武家屋敷や町民屋敷が形成され、明治維新後も本市の中心市街地を形成しています。いっぽうで、かつて藩主の支配地であり、維新後も一時期を除いて昭和 57 年に市に寄贈されるまで毛利氏の所有地であったこと、その後も市の管理下にあったことなどもあり、照葉樹林を中心としたみどりの森林が残され、多くの動植物が育まれる豊かな生態系を有しています。

私たち佐伯市は、城山全体を自然と文化（歴史）の織りなす市民の複合遺産ととらえ、過去の遺産の蓄積の上に、保存と活用を図りながら、しっかりと未来へ継承をしなければなりません。そのため「佐伯城山の活用・保全に関する基本方針」を定めます。

私たちは、市民と共にこの方針を着実に推進する責任を負います。

本方針は、関係法令や市条例及び市の上位・関連計画との整合性の上に、今後策定が予定されている、公園施設長寿命化計画、城山歴史公園整備計画、佐伯城跡の管理・保存計画（以上、いずれも仮称）等の策定時の指針となるものです。

今後は、本方針に基づき、市民や関係者の意見を広く求めながら、城山が市民のシンボルとして、また来訪者にとってのランドマークとして、広く親しまれ、保存・活用されることを強く念願しています。

# 1 方針策定に至る経緯

城山は、佐伯市街地の中心部に位置する。ここに江戸時代佐伯藩の初代藩主となった毛利高政が佐伯城を築いた。記録によると天守閣や二の丸、西の丸、北の丸により構成されていたが、程なく失火により消失した。以来再建されることなく、藩政は、寛永14年（1637年）に建築された城山麓の三の丸で、以後江戸期を通じて、執行された。また城下町も城山山麓と番匠川の河口部に形成され、現在も本市の中心部となっている。

明治維新により城山の大部分は国の所有となったが、明治34年(1901年)に藩主・毛利氏が土地の払い下げを受け、その後、昭和57年(1982年)には土地の大部分が佐伯市に寄贈された。現在は山頂の神社地と麓の一部に寺社地、私有地があるほか、市有地となっている。また昭和3年(1928年)には佐伯町民の寄付によって、城山山頂の天守曲輪（くるわ）に毛利神社が創建されたが、その後、太平洋戦争により消失し、今は小さな石の祠が鎮座しているのみである。その後、佐伯市は、昭和50年代に入り、山頂部の神社地を除き、都市公園として遊歩道、ベンチ、案内板等を設置し、管理を行ってきた。また民間団体により国旗掲揚台の設置や独歩碑等数基の記念碑の建立が行われた。しかしながら昭和61年に4回にわたり開催された「城山整備懇談会」の議論のなかで、環境へ配慮すべきであるといった意見を背景としながら、市としても積極的な開発行為を断念し、登山道の保全のための維持管理に終始してきた。

その後も、石垣上部を含む城山全体の樹木は成長を続け、城郭部から、市内を見下ろす場所が少なくなり、また市街地から城山を見ても城跡が見える部分は僅かな部分となり、城があった山という印象は与えられない状況となっている。こうしたなか、市議会的一般質問や商工会議所等からは、城山を観光開発すべきではないか、史跡としての城山の保全と活用についてどう考えているか、城山の景観が著しく低下しているが市の考え方は、といった質問や意見が多く出されるようになってきた。これらの背景としては、全国的な地方史ブームや、東洋のマチユピチュや天空の城として有名になった兵庫県朝来市の竹田城が、それまでの年間1~2万人の利用者から、今や50万人を超える観光客を集めるまでになったことなどあり、これまで注目されなかった山城が脚光を浴びるようになったこと、などがあげられる。

これに対し市は、森林法・都市計画法・文化財保護法や市都市公園条例・市歴史的環境保存条例などを根拠に、登山道の保全の為に維持管理に終始し、景観改善のための伐採等については慎重な態度を維持してきたが、今日的な市民の声を背景としながら、平成26年度以降、関係部課による協議を重ねる中、「城山について、これまでの維持・保存に加えて活用をし、将来にわたり望ましい城山のあり方を検討し、方針として示すべきであり、そのために学識経験者や各種団体の代表者等から意見を聞く検討委員会の設置が必要である。」との結論に至った。

このような経緯により、平成28年度に検討委員会を設置し、検討委員会、市民及び議会からの意見を取り入れ、「佐伯城山の活用・保全に関する基本方針」を策定するものである。

## 2 城山の現状

### 1) 城山に関する諸要素

#### ア 自然及び景観

城山の自然及び景観の現状については、「平成 27 年度城山歴史公園毎木等基礎調査」がある。この調査では、①現地踏査、②文献調査、③植物現地調査（ムササビ、オオイタサンショウウオ調査を含む）、④景観調査の結果とフォトモンタージュの作成、⑤まとめと今後の課題が報告されている。（※以下（1）生態系の状況、（2）景観の状況については、同調査まとめより抜粋）

#### （1）生態系の状況

##### 植 物

●重要種、留意すべき種：ツブラジイを主体としたシイ・カシの照葉樹林

##### ○植生

ツブラジイ群落为主体となる照葉樹林であり、石垣上部ではクスノキやコナラからなる植栽樹林群がある。

##### ○群落組成

ツブラジイが優占し下層にミミズバイ、シロダモ等が生育するツブラジイ群落、スギ・ヒノキ植林、コナラ群落、イロハモミジ、ソメイヨシノを主体とした植栽樹林群、クスノキ、コナラを主体とした植栽樹林群となっている。

##### ○横断植生

例えば天守台直下の断面では、本丸付近の植栽樹林群に続きその下32mまで高さ8m、胸高直径20～30cmのツブラジイ群落、続いて平地広場に至りシダレザクラとなっている。西の丸南側の断面では、石垣周辺の植栽樹林群に続きその下40mまで高さ15m、胸高直径35～55cmツブラジイ群落である。城山山頂周辺には胸高直径90cmを超える大木はなかった。

##### 動 物

●重要種、留意すべき種：ムササビ、オオイタサンショウウオ

##### ○ムササビ

文献調査では、城山西側斜面沿いにムササビが生息し、平成22年から26年に行われた調査では13頭から18頭が確認されている。本種は現在でも独歩碑の道沿いでよく見ることができる。

##### ○オオイタサンショウウオ

今回の現地踏査時に雄池、雌池付近で42の卵塊を確認している。

## (2) 景観の状況

### ○街からの景観

城山の麓である内馬場通り、三余館前交差点から見上げた場合、本丸の石垣と二の丸の石垣頂部が見渡せる。特に午前中、晴れの日には太陽光を受け視認しやすい。

### ○遠方からの景観

#### ア 中江側周辺

遠景となるため、現在はまばらに生える山頂の樹木が視認でき、それとなくその下に石垣頂部があるであろうことが分かる。石垣自体は視認されない。

#### イ 番匠川周辺

山頂付近には、現在はまばらに生える山頂の樹木が部分的に視認できるが、西の丸部分の南端にある延長20m程度の石垣は視認されない。山頂樹木の存在から、そのあたりに西の丸の石垣はあるであろうことが分かるが、遠方であることや城山の稜線の樹木で遮られており存在感が無い。

### ○城跡（城山頂上部）からの景観

本丸のある南側から南西側にかけての市街地への眺望は、前方の常緑樹でやや遮られており、一部視認し難くなっている。北側や東側前は樹層の厚い常緑樹により遮られおり、市街地は視認し難い。

### ○フォトモンタージュ（合成写真）作成による市街地からの石垣の眺望

フォトモンタージュの作成の結果分かったことは、城山城跡の石垣は城山南方（番匠川、長瀬橋周辺）の視点を除き、本丸付近の比較的高い石垣が多く視認され、その他の石垣の視認は難しいということである。特に城山城跡の北の丸部分は、東側前方の樹層が厚く石垣も低いためどの地点からも視認されない。

番匠川の長瀬橋周辺を除き、市街地から視認できる石垣の主体は本丸の石垣であり、続いて南側の二の丸、西の丸の石垣である。

## イ 佐伯城跡

### ○佐伯城跡の略歴

佐伯城は慶長6年(1601)、佐伯へ二万石で入部した毛利高政の築城による。慶長7年(1602)着工、完成は慶長11年(1606)とされる。

番匠川河口付近左岸の八幡山(現城山・標高144m)に築かれ、山頂部を平坦に削って本丸、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸を設ける。また、曲輪から延びる尾根には捨曲輪と絵図に記される平坦面を配置し、城の裏手の斜面には、水源地として2段の池(雄池・雌池)を造る。こうした施設の配置からは、城山全体を城として利用する意図を見ることができる。天守へ至るルートを狭く複雑にすることで防御力を高めている巧みな構造とあわせ、小規模ながら堅固で実践的な城と評価される。

寛永14年(1637)には当時の藩主が幼少であること、政務にあたって不便であること

から、山麓の三の丸に御殿を増築し、藩庁と住まいを山頂部から移した。一方で使用されることがなくなった山頂は荒廃が進んだため、宝永6年(1709)から享保13年(1728)にかけて天守以外の大修築を行い、以降は修理を繰り返しながら管理された。

維新を迎えると、明治6年(1873)に三の丸周辺を除いて門や塀などの建築物は解体され、昭和3年(1928)に本丸跡に毛利神社が創建されるも、太平洋戦争の戦火で失われた。三の丸御殿は明治以降も規模を縮小しながら校舎などに利用されていたが、昭和45年(1970)に佐伯文化会館建設の為に解体され、玄関周辺の一部が船頭町に移築された。

#### ○佐伯城跡の現状

残されている幾つかの絵図と現状を比較すると、縄張り(城の平面構成)は大きな改変を受けていないと考えられる。水源地として造られた雄池・雌池もよく残されている。

しかし、建築物については山頂の天守・櫓・門などは残存しておらず、礎石・石畳が一部に残るのみである。現在では三の丸櫓門が現存する唯一の建築物である。三の丸の御殿と同時に創築され、数度の修理を経て県指定有形文化財に指定されている。

石垣については様々な時代の修理による積み直しに加え、昭和初期に天守台へ上る階段が追加されるなど形状が変化した部分もあり、築城当初の石積みを残す部分は少ない。構成する石の劣化や孕み、石垣面から生えた樹木など、崩壊が懸念される部分もある。

登山道は4本が整備されており、このうち登城の道と独歩碑の道は近世からの城道の一部踏襲したものと考えられる。周辺の豊かな自然環境とともに城山歴史公園として市民に利用され、特に三の丸櫓門は佐伯市のシンボルとして親しまれている。また、佐伯城及び東南裾部の武家屋敷地は城下町としての景観をよく残していることから、昭和57年に佐伯市歴史的景観保存条例を制定して景観を保護している。

※佐伯城跡の現況平面図は、資料編 2) 図面等に示す。

#### ○佐伯城跡の調査

佐伯市教育委員会では、佐伯城跡を将来にわたって保護していくための調査を行っている。平成21年度から25年にかけては縄張り図作成を行い、佐伯城跡の構造を把握するための詳細な平面図を作成した。あわせて上記のような来歴・現状を整理し、城山全体を佐伯城として捉えなおした。

平成27年度からは、佐伯城跡の重要な要素である石垣の保存のため、石垣調査票(石垣カルテ)の作成を開始した。写真撮影と計測による石垣の現状記録とともに、管理のために必要となる修理履歴の整理や、石垣周辺の樹木の把握も行っていく。

### ウ 市民の利用

#### ○日々の利用

城山は多くの市民に愛され、朝夕を中心に多くの方々が山頂の城跡を目指し、1日当たりでは平均約160人、年間では約58,000人が散策をしている。

#### ○教育・学習面の利用

城山周辺の幼稚園児・小・中学生は、遠足などの学校行事や自然観察などの課外活動

で日常的に城山に親しんでいる。また高校生は、運動部ではランニングコースとして、文化部では自然研究などで関わりを持っている。

平成 26 年 5 月には城山の麓に「城と城下町のフィールドミュージアム」をコンセプトとする佐伯市歴史資料館が開館した。城山も屋外展示として捉え、動植物や佐伯城について館内で解説し、現地へと興味を持ってもらえるよう誘導している。

#### ○観光客等の利用

近年の山城ブームや麓に整備された国木田独歩館、観光交流館及び歴史資料館の整備、観光ガイドの充実等もあり、これらの施設がある城山の麓のエリアでは、平成 27 年度で年間約 35,000 人の観光客が訪れており、年々増加の傾向にある。

## エ 登山道・施設

#### ○登山道

4本の道が存在する。平成 22 年からは土系舗装剤による補修を実施している。

独歩碑の道：全長約 800m 路面は木の根など出ているので凹凸が激しく、法面も崩落力所がある。管理車両により 8 合目付近まで行ける。

登城の道：全長約 700m 登山道に雨水が流れこんで損傷が激しい。

翠明の道：全長約 700m 階段部の老朽化が激しく損傷が激しい。

若宮の道：全長約 500m 石を積んで階段状にしているため、損傷が激しい。

※登山道の位置図は、資料編 2) 図面等に示す。

#### ○整備、補修

都市公園として管理しており、危険な箇所等は適時補修を行っている。

登山道整備工事：7 件実施

災害復旧工事：2 件実施

石垣の除草：年 1 回実施している。また市民ボランティア等による除草作業も年 2 回実施されている。

ベンチ等：27 か所設置 老朽化している。

案内板等：案内板 4 か所、標識 9 か所、看板 1 か所設置 老朽化している。

便益施設：東屋 1 か所設置 老朽化している。

※設備・施設の整備、設置状況等は平成 28 年 8 月現在

## オ 保安林

### ○保安林とは

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

### ○城山の保安林区域

※保安林区域図は、資料編 2) 図面等に示す。

### ○森林法に基づく保安林の指定の状況

風致保安林、保健保安林、土砂流出防備保安林に指定されている。

### ○保安林の指定・解除及び伐採や作業許可等について

指定・解除及び伐採や作業許可等については県が担当している。保安林の指定・解除の申請の際には市に意見を求められるので、状況に応じた意見を提出する。

## カ 鳥獣保護

### ○鳥獣保護区の状況

鳥獣保護区とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。ここでの鳥獣とは、野生に生息する鳥類と哺乳類を対象とする。

### ○城山の鳥獣保護区域

鳥獣保護区の指定区分：身近な鳥獣生息地

市街地やその近郊での鳥獣の良好な生息地の確保あるいは創出を目的とする。

※鳥獣保護区域図は、資料編 2) 図面等に示す。

### ○制限内容

鳥獣の捕獲が禁止されている。（城山については、ワナ猟による有害鳥獣の駆除のみを許可）

### ○今後の佐伯市としてどのように管理していくか。

鳥獣保護区の指定・解除等については県が担当している。鳥獣保護区の指定・解除の申請の際には市に意見を求められるので、状況に応じた意見を提出する。

## キ 中心市街地と城山

城山は、本市の中心市街地に接する形でありながら、豊かな自然や歴史的な環境がいまだに残されていること、麓の山際地区から山頂の本丸まで3本の登山ルートがあり、市民の散歩道としても親しまれていることなどが特徴となっている。中心市街地の区域に接する城山のエリア全体がいわば本市のまちづくりのシンボルとしての役割を果たしているのである。

また、本市の中心市街地は、佐伯藩初代藩主毛利高政が佐伯城を築いた城山の麓に形成された城下町に端を発し、この地域を中心に広がっている。このことから、特に城山周辺の中心市街地の活性化に当たっては、城山とその城下町の風情を活かしたまちづくりが求められている。

中心市街地と城山の関わりについては、城山の貴重な自然や歴史的環境を守り、市民が身近に接することのできる憩いとやすらぎの空間として保全を図るとともに、城山全体の風景の保全、歴史を感じさせる美しいまち並みづくりなどに留意する必要がある。

## ク 災害時の利用

南海トラフ巨大地震の発生が近い将来危惧されている中、有事の際に城山は緊急避難場所としての役割を担うこととなる。現行の避難計画では、城山の麓周辺に9箇所の緊急避難場所が指定されており、約6,600人の市民が各緊急避難場所をめざして避難する計画となっている。その内、三の丸には約3,500人の市民が避難を行う。

## 2) 現状の課題・問題点

前述の方針策定に至る経緯と城山に関する諸要素を踏まえて、課題・問題点を整理する。  
今日まで、城山の活用と保全についての一定の方針等が示されていなかったことから、次のような課題や問題点がある。

### <問題点>

- 1 登山道が登りやすい道とは言い難く、また事故があった場合の救急車両が登れないなど安全面において問題がある。
- 2 石垣上部を含む城山全体の樹木は成長を続け、城郭部から市内を見下ろす場所が少なくなり、また市街地から城山を見ても城跡が見える部分は僅かな部分となり、城があった山という印象は与えられない状況となっている。
- 3 説明看板やベンチなどの老朽化により、快適に登山ができる状況となっていない。

### <問題点に対する課題>

- 1 登山道については、安心・安全に登山ができ、また事故や避難場所として緊急時の対応が可能となるように整備する必要がある。ただし、自然の生態系に悪影響を与えないように、自然に調和した対策を十分に考慮する。
- 2 佐伯市のランドマークとして憩いの場・交流の場として活用するためには、山頂の石垣は非常に大きな要因であり、佐伯城跡を後世に残し、城山の象徴としてシンボル化するためには、生態系に配慮しつつ必要最小限の伐採や剪定を行う必要がある。
- 3 説明看板やベンチなどの整備は憩い・交流・学習・健康づくり及び大規模災害時の緊急避難の場として必要最小限に留め、快適な空間づくりが必要である。

### 3 基本方針

これまでの維持・保全を見直すとともに活用をし、市民にとって将来にわたり望ましい佐伯城山のあり方についての基本方針を定める。

#### 1) 基本理念

基本方針を定めるに当たって重要な柱は、次のとおりである。

- ① 城山の歴史的評価（資源価値＝過去）
- ② 城山の現状評価（資源価値＝現在）
- ③ 将来にわたって望ましい城山像（資源価値＝未来）
- ④ 市民及び利用者の思いと城山の関わり方（活用価値）
- ⑤ 市と市民及び関係者の役割（保全管理と活用支援）

これらをできるだけ平坦でわかりやすい言葉にまとめ、基本方針の理念を次のように定める。

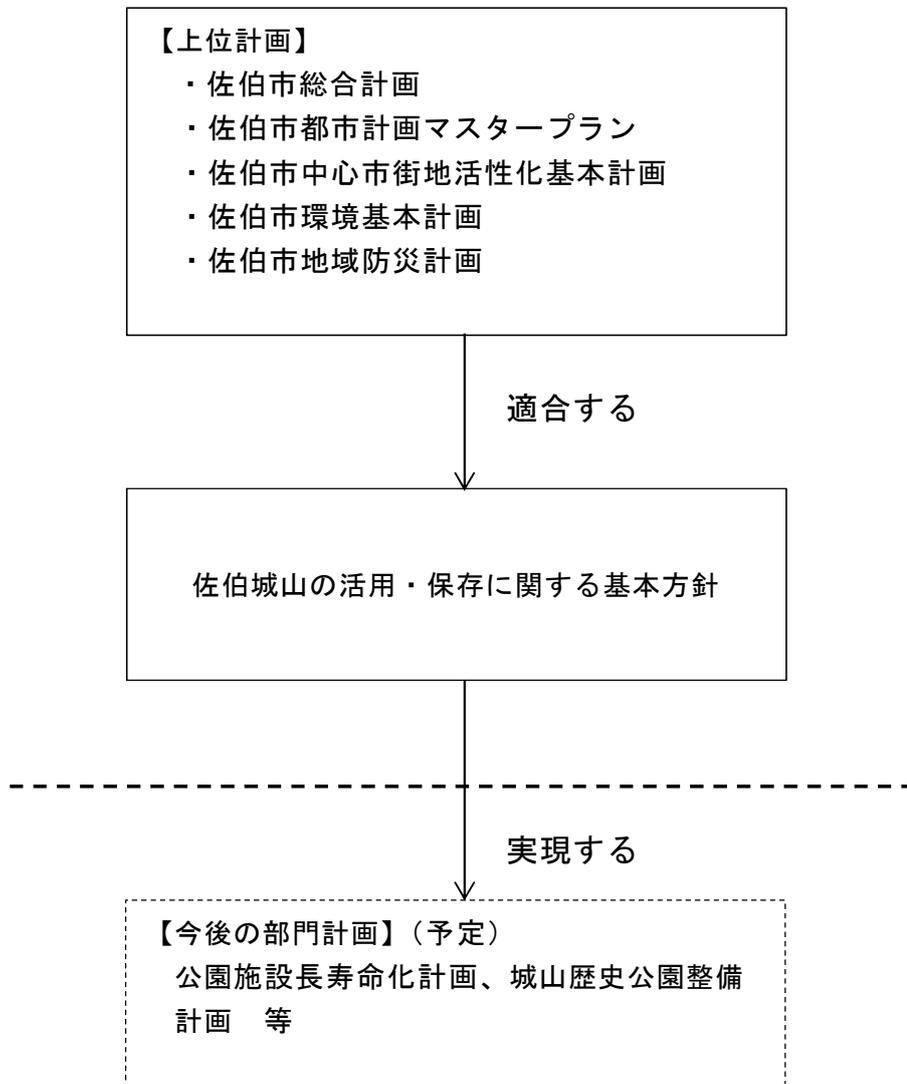
#### 佐伯城山のあり方 100年ビジョン

- 1 佐伯城山は、私たち佐伯市民の暮らしと歴史を見守り続け、先人の汗と涙と笑いと悲しみと喜びを糧として、現在に息づく、自然と文化の佐伯市複合遺産です。
- 2 佐伯城山は、照葉樹林に覆われ、市街地の中にあって豊かな生態系を有しており、麓の櫓門や石垣、頂上部の石垣など城山全体が中世の山城を代表する遺構です。私たち市民は財産である佐伯城山をよく学び、保存し、活用することにより、未来へ継承します。
- 3 佐伯城山は、本市の中央部に位置し、佐伯市にとって自然のランドマークです。市民をはじめ、多くの来訪者が安全で快適な場所とするための環境を整え、憩いの場・交流の場として活用します。
- 4 佐伯市の人口が集中する番匠川下流域の低地に暮らす人々にとって、いつ来るかわからない南海トラフ巨大地震の発生と津波の襲来は、生命の恐怖であるため、大規模災害時には、佐伯城山の麓周辺を市民の命を守る避難地として活用します。

## 2) 基本方針の位置づけ

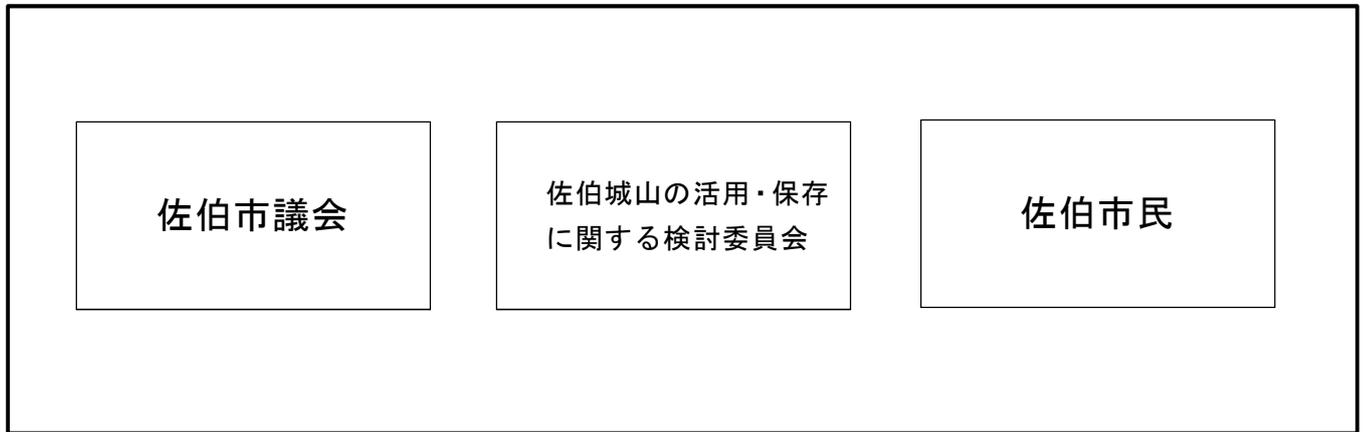
佐伯城山の活用・保存に関する基本方針は、佐伯市民にとって将来にわたり望ましい城山のあり方についての基本的な方向性を示すことを目的としたものである。

方針は、上位計画との整合性を図り策定をし、取り組みの実現化については、各部門毎の計画により行うこととする。

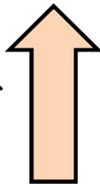


### 3) 取組体制

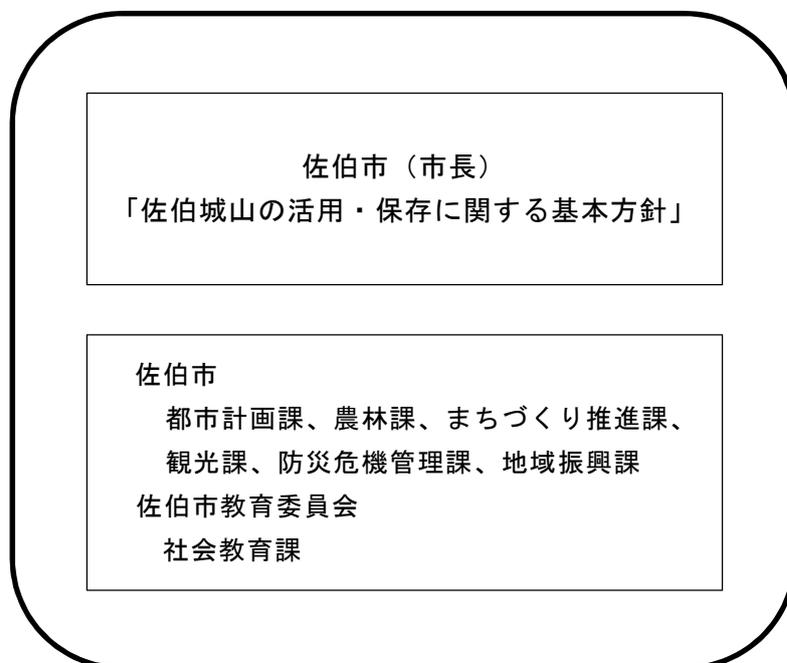
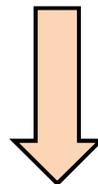
基本方針の策定に当たっては、市民をはじめ関係機関や専門家の意見を取り入れながら行うこととする。



方針の提案、パブリックコメント、  
市民説明会、市民アンケート



方針策定に意見を反映



#### 4) 基本方針

「佐伯城山のあり方 100 年ビジョン」にもとづき、市民の複合遺産である城山を、次世代に確実に継承していかなければならない。よって管理者である佐伯市が中心となり、城山と市民との豊かな関わりを大切にしながら、城山が有する生態系や城跡の価値を適切に保存し、市民共有の財産として活用するための基本方針を策定する。

- ① 市民が城山の歴史や自然環境についてより学ぶことで、市民の財産としての城山の価値を再認識する為の取り組みを盛り込む。
- ② 市民の財産である城山を保存しながら未来へ継承するために、これまでの維持・管理に加え、憩い・交流・学習・健康づくり及び大規模災害時の緊急避難の場として多くの市民が安全・快適な場所として集い、活動するための整備を行う。
- ③ 城山が佐伯市のランドマークとして相応しい環境を整え、豊かな生態系を守りながら、そのシンボルとして佐伯城跡を保存し、有効に活用するための景観環境を整える。なお実施にあたっては、関係機関や専門家等の意見を踏まえることとする。
- ④ 活用及び保存・維持管理が促進され、持続される、必要な施策をハード・ソフトの両面から取り組む。

## 4 基本方針実現化への方策

### 1) スケジュール

基本方針を実現する為の方策を「佐伯城山のあり方 100 年ビジョン」に基づき、第 1 期から第 4 期に分けて行う。また第 2 期以降の各実施計画は、第 1 期計画期間の実施状況及び自然への影響調査を確認しながら、おおむね 5 年が経過をした時点で策定する。

#### 第 1 期（2017～2026）創造期（復活期）1～10 年

- 持続的景観に向けた事業実施（景観の整備、設備・施設・登山道等の整備等）
- 城山と親しむ事業実施（石垣清掃ボランティア活動、自然観察会、観光活用等）
- 生態系への影響調査及び歴史や史跡調査
- 基本方針を実現する為の各実施計画（公園施設長寿命化計画、城山歴史公園整備計画、佐伯城跡の管理・保存計画（仮）等）の策定

#### 第 2 期（2027～2036）定着期 11～20 年

- 持続可能な保全活用と生態系への影響調査
- 第 1 期の検証と各実施計画の見直し

#### 第 3 期（2037～2066）円熟期 21～50 年

- 市民の誇れる「佐伯城山」の定着
- 第 1 期～2 期の検証と各実施計画の見直し

#### 第 4 期（2067～2116）安定期 50～100 年

## 2) 取り組みの方向性

「佐伯城山のあり方 100 年ビジョン」及び基本方針をふまえて、ハード・ソフトの両面から活用・保存に関する以下の項目による取り組みを推進する。なお取り組みを実施する為の詳細事項については、今後の各事業実施計画等に盛り込むものとする。

### ○城山の景観づくりをし、ランドマーク（市のシンボル）にする。

城山が佐伯市のランドマークとして相応しい環境を整えるため、頂上部の景観を整え、城跡の石垣を見えるようにする。なお実施に当たっては、極力の伐採は避け、専門家の助言を求めて自然環境と調和の取れた間伐・除伐及び剪定（以下、剪定等という。）を行う。また、自然環境や生態系へ配慮しながら景観づくりを行う事により、市民が誇りをもって城山をランドマークとし、市外からの来訪者も増加するような、更なる魅力づくりを図る。

### ○人づくり、組織づくりを推進する。

城山を活用・保存し、未来へ継承していくための人づくり、組織づくりの取り組みとして、市民が城山に触れる機会を増やすと共に、市民や市民団体等を中心とした活用・保全に関する事業の推進、組織づくりの支援を行う。

### ○貴重な生態系を学び、保存する。

市民が貴重な生態系を学び、未来へ継承するための取り組みとして、子ども向けの学習教本（図鑑）の作成、市民団体と連携した定期的な自然観察会の開催、草木の銘板および城山の生態系を説明する看板の設置等を行う。

### ○佐伯城跡を学び、保存する。

歴史的な価値のある佐伯城跡の適切な保存をするため、城跡の特徴を明らかにし、保存すべきものを正しく把握するための調査結果に基づいて、石垣の修理・補修、石垣保存の基準等を検討し、城跡の保存・管理計画を策定する。また調査報告書や歴史資料館での展示等により、市民が学び、歴史的な価値を再認識するための機会をつくと共に、石垣除草ボランティア等の史跡に触れる機会をつくり、佐伯城跡の保存についての関心を高めていく。

### ○案内板、休憩・便益施設を管理し、整備する。

城山の各設備、施設は老朽化しており、一部危険な状態となっているため、今後も継続して点検・管理を行い、適時対応を行う。また憩いの場・交流の場として多くの市民が安全・快適な場所として集い、活動するための案内板、休憩・便益施設等については整備計画を策定する。なお具体的な計画については、平成29年度に策定予定の公園施設長寿命化計画や城山歴史公園整備計画の中で行う。

### ○登山道を管理し、整備する。

登山道は、老朽化や損傷が激しいため、今後も継続して点検・管理を行い、適時対応を行う。また整備については、幼児や高齢者にも利用しやすいような対策や将来的な登山者増加を見越し、安全面確保の為に救急車両の通行が可能かを考慮した検討を行う。

なお具体的な計画については、平成29年度に策定予定の公園施設長寿命化計画や城山歴史公園整備計画の中で行う。

#### ○三の丸広場周辺を管理し、整備する。

三の丸広場周辺は、南側の登山道の起点であり、文化会館や公衆便所があり、歴史資料館・観光交流館・独歩館・汲心亭や城下町の白壁や旧家が連なる山際の道に繋がっている。

会館周辺の樹木等は、景観・安全の支障にならないよう、定期的に剪定等を行う。会館裏の池周辺は三の丸御殿に付属する庭園跡であると考えられるため、庭園としての景観に配慮した整備と管理を行う。

また文化会館は、老朽化等に伴い、平成33年度までの解体が計画されており、地権者（旧毛利家）との協議の方向性も見いだせてなく、適切な時期に検討を行う。

#### ○「いのちのやま」としての機能充実を図り、活用する。

大規模災害時に城山が人命を守る「いのちのやま」としての役割も果たすことが出来るよう、更なる避難スペースの確保や避難路の充実等について、検討を行う。なお、検討においては、平時から憩いの場として市民に活用されることが、有事の際にも功を奏することから、登山道や便益施設等の整備計画との連携を十分に図ることとする。

## 資料編

### 1) 関係法令

城山の活用と保存を行うに当たり、関係法令について整理し、次に示す。

#### ア 都市計画法、都市公園法、佐伯市都市公園条例

##### ○都市計画法とは

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律

##### ○都市公園法とは

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする法律

##### ○佐伯市都市公園条例とは

都市計画法に基づく命令に定めるもののほか、本市が設置する都市公園の設置及び管理につき必要な事項等を定めることを目的とする条例

##### ○城山の位置づけ

都市公園法における都市公園

##### ○城山の管理者

都市公園法

(都市公園の管理)

第2条の3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係わる都市公園にあっては当該地方公共団体が、国の設置に係わる都市公園にあっては国土交通大臣が行う。

##### ○行為の禁止

佐伯市都市公園条例

(行為の禁止) [※一部抜粋]

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第2条第1項若しくは第3項の許可において、特に認められた行為については、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土石、竹木等の物件をたい積すること。
- (4) 土石の採取その他土地の区画形質を変更すること。

※ 条例第4条「行為の禁止」の対象は、第3者に対しての行為の禁止であって、管理者を禁止したものではない。(市総務課法制係 回答)

## イ 森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

### ○城山の保安林指定について

- [風致保安林] 名所や旧跡の趣のある風景を保存 (S29.8.6 県指定)
- [保健保安林] 森林レクリエーション等の場の提供 (S50.2.12 県指定)
- [土砂流出防備保安林] 樹木の根等により土砂の流出防止 (S51.4.17 国指定)

### ○行為の制限

#### (1) 立木の伐採

皆伐禁止。択伐施業を行う場合(択伐率上限30%：抜き伐り、列状、群状)、天然林は県の許可が必要であり、人工林は県へ届出が必要となる。

#### (2) 土地の形質変更等

土石及び樹根の採掘・立木の損傷等を行う場合、県の許可が必要となる。

## ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

### ○城山の鳥獣保護区について

- [城山鳥獣保護区] 広葉樹林が繁茂し、多様な野生鳥獣の生息地  
(当初 S40.10.1 県指定、現在 H27.11.1 から 10 年間期間更新)

### ○行為の制限

#### (1) 鳥獣捕獲

狩猟の禁止。有害鳥獣捕獲を行う場合は、市長の許可が必要

#### (2) その他

鳥獣保護事業計画の定めに従い、鳥獣の生息や繁殖に必要な営巣等の施設を設置する場合、その区域内に権利を有する者は、正当な理由がない限り設置を拒むことができない。

## エ 大分県環境緑化条例

緑化の保全及び回復に関し基本となる事項を定めるとともに、緑化の総合的な推進を図り、県民の健康で適正な生活の確保を目的とする。

### ○緑化地域について

[佐伯地域（番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域）]

市街地周辺地域として特に緑化の必要があると認める県緑化地域（S62.4.7 県指定）

### ○行為の制限

#### （１）立木の伐採

木竹を伐採する場合は、県へ届出が必要。

#### （２）土地の形質変更等

宅地造成、土地の開墾等を行う場合は、県へ届出が必要。

## オ 大分県緑化推進基本計画

大分県環境条例に基づき、また、国が実施する緑化施策並びに大分県長期総合計画を受けて、環境緑化の総合的な推進を図るための緑化行政の指針として位置づけられるもの。

### ○おおいた百年の森の指定

[城山照葉樹の森]

佐伯の街のほぼ中心部に位置していながら、シイ、カシ等からなる森林で、野鳥が遊ぶ自然環境的に貴重な憩いの場所である佐伯市のシンボル・H17年度県指定

### ○行為の制限

特になし。

## カ 佐伯市歴史的環境保存条例

本市が定める歴史的環境保存地区に関し、地区の指定、現状の保全その他その保存のために必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

### ○城山の位置づけ

保存地区（城山景観保存地区）に指定

○行為の制限

(現状変更行為の届出)

第 6 条 保存地区内(城山景観保存地区)における次に掲げる行為については、あらかじめ市長に届け出て協議しなければならない。

(4) 木竹の伐採

(ただし、届出を要しない行為)

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(審議会の設置)

第 8 条 市に佐伯市歴史的環境保存審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

キ 文化財保護法

国が定める重要な文化財を保護するもの。

○城山の位置づけ

周知の埋蔵文化財包蔵地「佐伯城跡」に該当

○行為の制限

文化財保護法「第 6 章 埋蔵文化財」において、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で開発行為を行う場合は、県教育委員会に届け出たうえ、事前の発掘調査が必要になる場合がある。また、重要遺跡である場合には開発が大幅に制限されることもある。

ク 大分県文化財保護条例

大分県が定める重要な文化財を保護するもの。

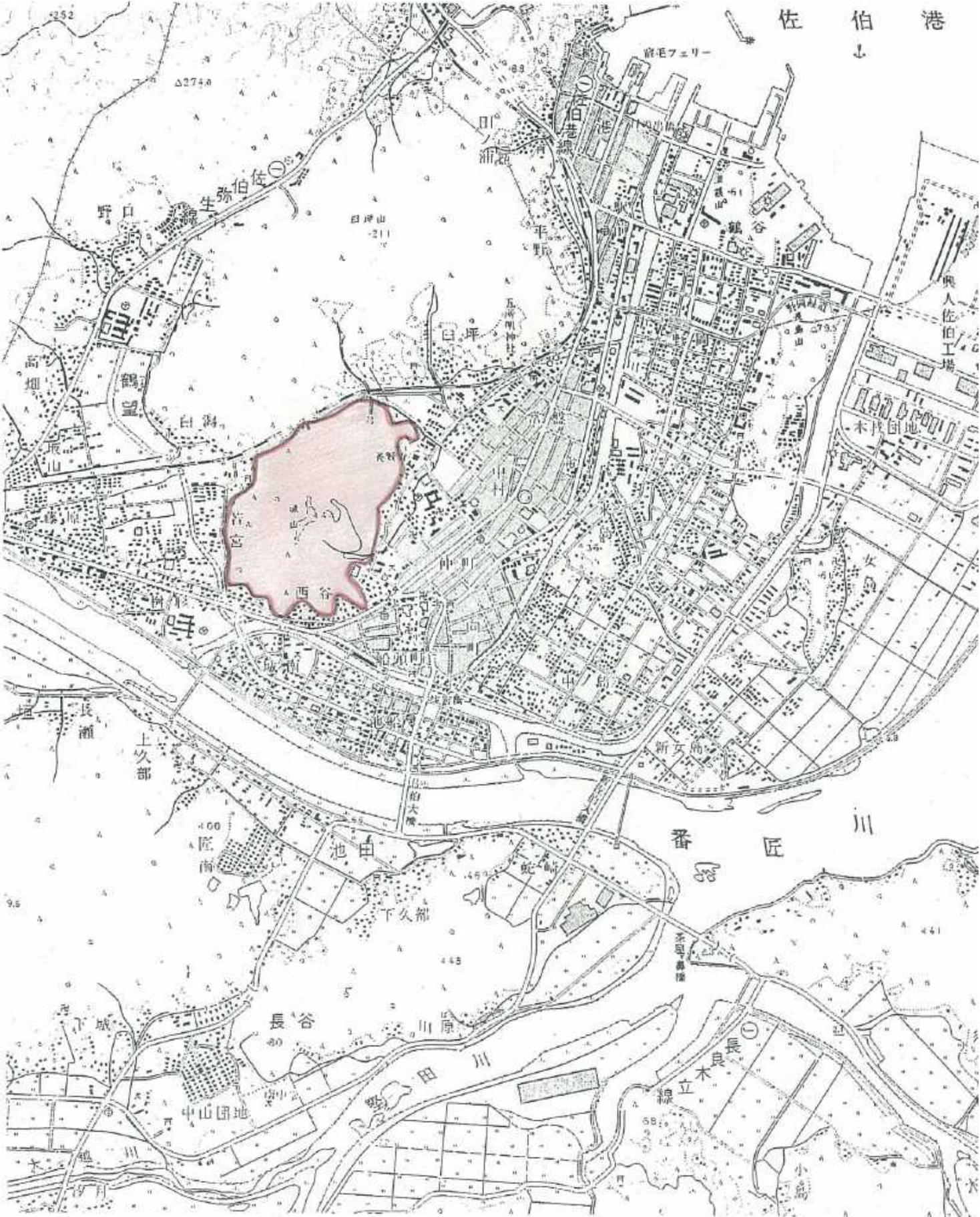
○城山の位置づけ

大分県指定天然記念物「佐伯城山のオオイタサンショウウオ」生息地

○行為の制限

現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

城山歴史公園位置図



# 鶴屋城跡 遺構測量合成図 S=1/1000

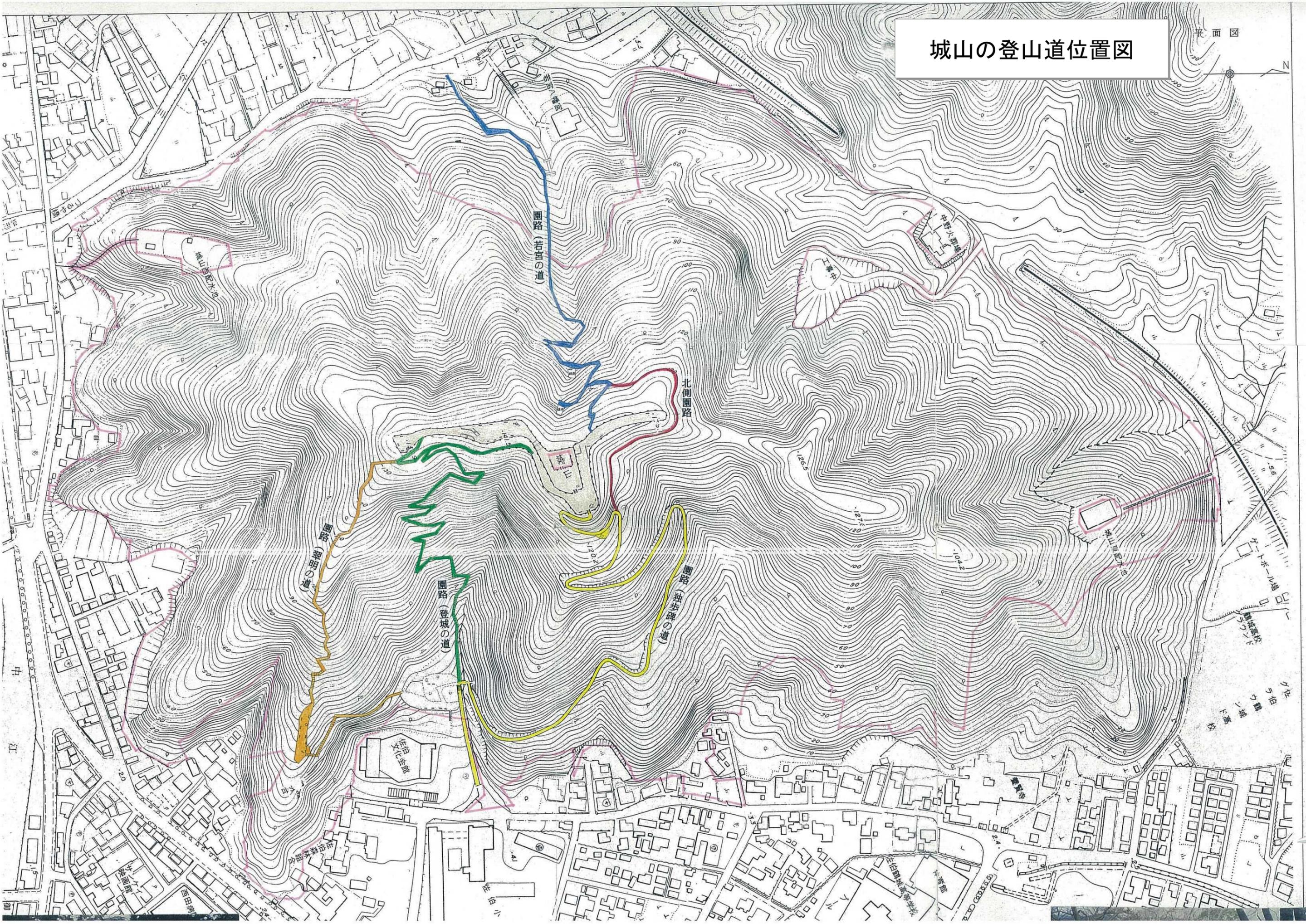


凡例	
~~~~~	岩崖
~~~~~	土崖
=====	落下防止柵
~~~~~	露岩
XXXXXX	近代以降の石垣
XXXXXX	石垣
—————	コンクリート

# 城山の登山道位置図

平面図

N



園路(若宮の道)

北側園路

園路(城址跡の道)

園路(登城の道)

園路(城址跡の道)

城山御配水池

中野小中学校

城山御配水池

宮山小中学校

宮山文化会館

宮山小学校

宮山幼稚園

宮山公民館

宮山公園

宮山神社

宮山墓地

宮山霊園

宮山墓苑

宮山墓苑

中

江

南

宮山小

宮山公民館

宮山公園

宮山神社

宮山墓地

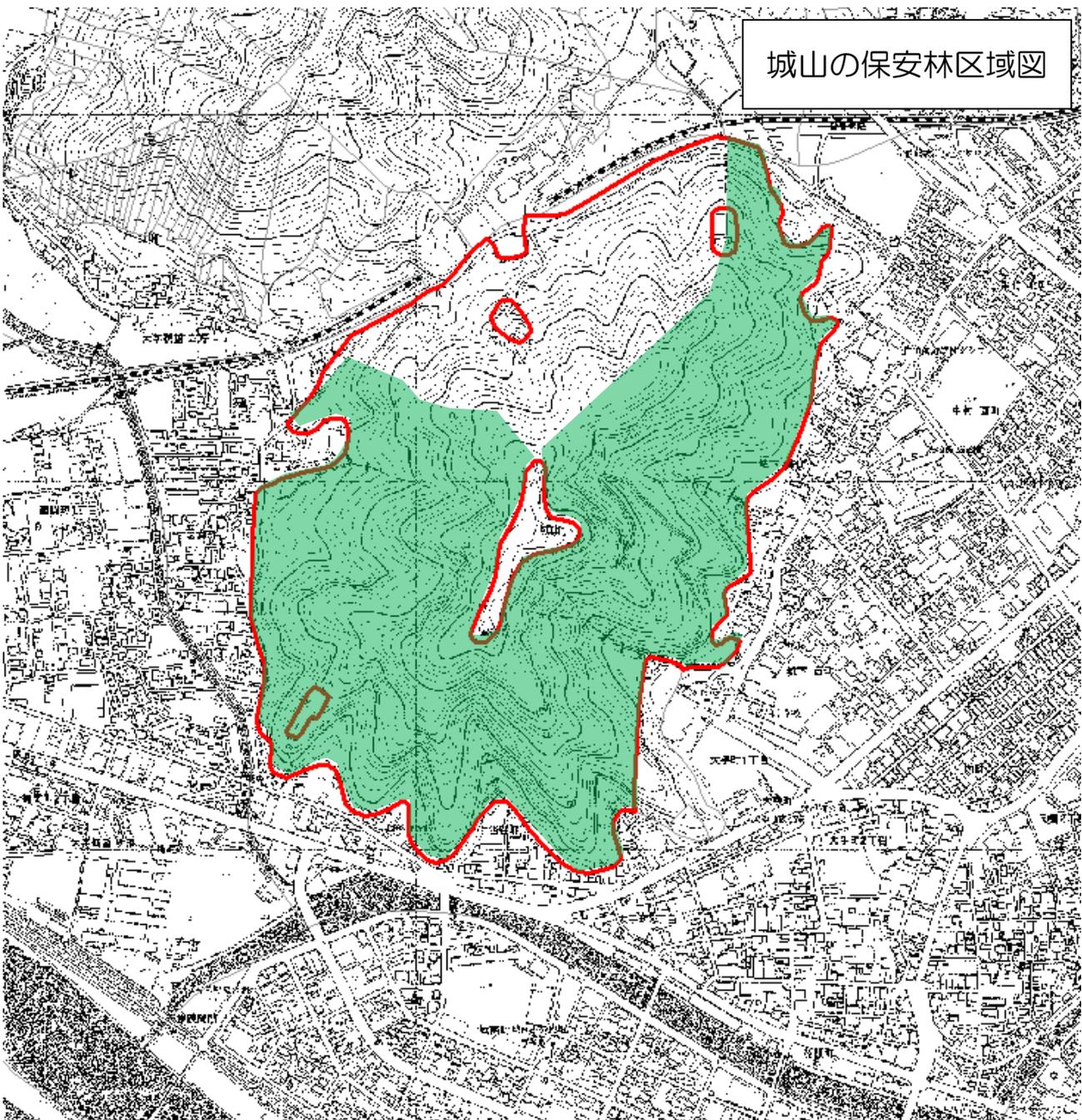
宮山霊園

宮山墓苑

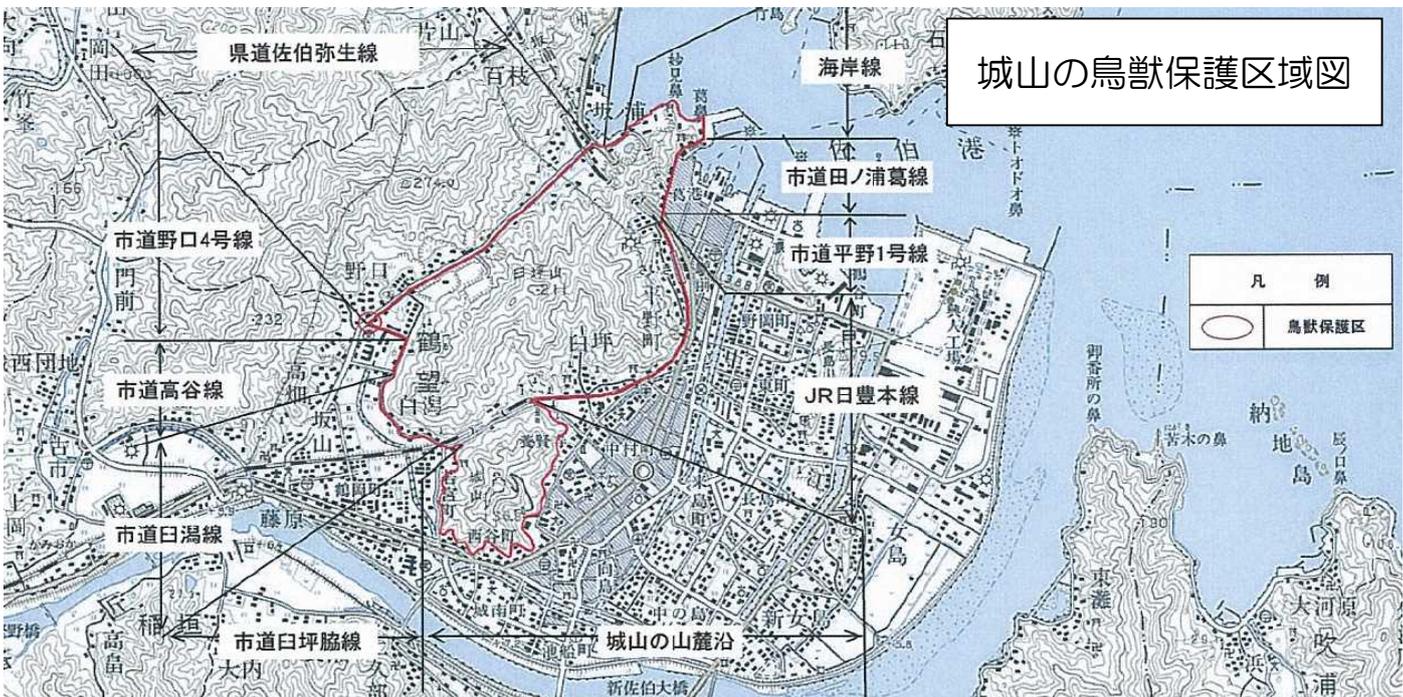
宮山墓苑

宮山墓苑

宮山墓苑



城山の保安林区域図



城山の鳥獣保護区域図

凡 例	
	鳥獣保護区



### 3) 佐伯城山活用・保存に関する検討委員会

#### 佐伯城山の活用・保存に関する基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐伯城山の活用・保存に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の策定に関して意見を求めるため、佐伯城山の活用・保存に関する基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関に所属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から基本方針の策定までとする。

3 委員に欠員が生じたときは、市長は直ちに後任者を委嘱するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初に開催される会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成28年10月6日より施行する。

## 別表

佐伯城山の活用・保存に関する基本方針検討委員会 委員  
(順不同、敬称略)

	委員名	分野	役職等
1	佐藤 誠治	景観計画・都市計画	まちづくり研究所（大分大学名誉教授）
2	真柴 茂彦	自然研究（植物）	大分県植物研究会会長、佐伯市自然環境調査研究会会長
3	谷川 憲一	商工	佐伯商工会議所会頭
4	橋本 正恵	観光	佐伯市観光協会会長
5	竹嶋 水夫	自治会	佐伯市自治委員会連合会長
6	分藤 高嗣	教育	佐伯市教育長
7	井上 勇	行政	佐伯市副市長
8	山本 修司	行政	大分県南部振興局長
9	田中 眞二	行政	佐伯市地域振興部長
10	下川 龍治	行政	佐伯市建設部長
11	五十川 和重	行政	佐伯市農林水産部長